

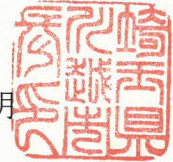
川国保発第646号

令和元年8月2日

川越市国民健康保険運営協議会

会長 高橋 剛 様

川越市長 川 合 善 明



川越市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

標記の件について、下記のとおり改定したいので、川越市国民健康保険に関する規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を、58万円から61万円に改める。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合 計	93万円	96万円	3万円

(2) 施行期日

令和2年4月1日（令和2年度課税分から適用）

川運協収第4号
令和1年8月2日

2 改定に係る考え方等

別添「国民健康保険税改定に係る基本的な考え方」のとおり。